

れんごう鳥取



JTUC

2014年2月1日
No.2

発行・日本労働組合総連合会鳥取県連合会
発行人・五十嵐美知義 編集人・米村 徹
〒680-0847 鳥取市天神町30-5
TEL(0857)26-6605・FAX(0857)26-6615
E-mail:tottori@m1aa.rengo-net.or.jp
ホームページ: http://www.rengo-tottori.net



ごあいさついただいた
来賓のみなさま



林 昭男
鳥取県副知事

矢澤由宗
鳥取労働局長

伊藤 保
民主党鳥取県総支部
連合会代表

金尾博行
中国労働金庫
理事長

ご多忙の中駆けつけてくださった
平井伸治鳥取県知事

開会に先立ち、歌を歌うことが大好きな女性が集い活動されている「鳥取女声合唱団」の新春にふさわしい歌による合唱で和やかにスタートしました。

冒頭、主催者を代表して五十嵐会長は「県内の経済動向は持ち直しの動きがあると報じられているが、景気回復の実感は乏しい。賃金が上がってこそ消費が増え、景気が良くなり、企業の業績も改善される」と指摘するとともに、「今春闘は労働組合の真価が問われる。経営者と向き合って月例賃金にこだわる春闘としたい」と決意を示した年頭のあいさつを行いました。

続いて、多くの来賓を代表して、林鳥取県副知事、矢澤鳥取労働局長、伊藤民主党鳥取県総支部連合会代表、金尾中国労働金庫理事長のみなさまからあいさつを受けました。

その後、前田鳥取県労働者福祉協議会理事長の音頭で乾杯し、祝宴に入りました。

祝宴の途中、平井鳥取県知事が東京出張の帰路、会場に立ち寄られ、連帯のあいさつを受けました。参加者はそれぞれ新年にあたり抱負を語りあい親睦を深めました。

最後に本川副会長の閉会のあいさつで「2014新春のつどい」を閉会としました。

1月24日(金)、ホープスターとっとり(鳥取市)に副知事、県・市町村議員、労働福祉団体、友好団体のみなさんと構成組織組合員の133人(うち女性25人・18.8%)が参加し、「2014新春のつどい」を盛大に開催しました。



連合鳥取 検索

—各地協も「新春のつどい(賀詞交歓会)」を開催—



—すべての働く者の処遇を改善し、今こそ賃上げ、デフレから脱却— 連合鳥取2014春季生活闘争方針を決定(全文はHPに掲載)

連合鳥取は「第2回拡大執行委員会(2014.1.24開催)」において、「連合鳥取2014春季生活闘争方針」を決定しました。

取り組みのポイント

1. 連合の2014春季生活闘争方針を基本にしつつ、地域労働者の雇用と生活を守る運動として、共通する運動課題を掲げ全構成組織が参加する地域春闘を展開する。そして、すべての組合が取り組むべき課題(ミニマム運動課題)について、連合方針に基づき設定する。また、連合鳥取として「重点取り組み課題」を設定する。
2. 非正規労働者も含め「すべての労働者の処遇改善」に向けた闘争と位置付け、賃金の底上げおよび生活の基礎である月例賃金の引き上げにこだわり、賃金カーブ維持分の確保のみならず、
3. 中小・地場組合の賃金改善に向けて、連合方針及び地域ミニマム運動で把握した賃金分析結果を活用し、中小・地場組合の「要求目安」「地域ミニマム賃金の目標」を設定する。
4. 連合鳥取と各産別が連携し、積極的な情報開示等、県内に交渉機能を持つ中小・地場組合の運動を支えるとともに、地域社会への波及効果をめざす。あわせて、春闘街宣活動の強化を図る。

取り組みの具体化

1. 事前労使協議の徹底で「労使の共通認識と知恵を絞りあう体制」の確立
 2. 「雇用の安定確保」は最優先課題
 3. 連合「ミニマム運動課題」の実施
 - ①賃金制度の確立・整備と賃金カーブ維持分の明示・確保
 - ②非正規労働者を含めたすべての労働者を対象とした処遇改善
 - ③企業内最低賃金協定の締結拡大と水準の引き上げ
 - ④産業実態を踏まえた総実労働時間の短縮、時間外・休日労働の割増率の引き上げ
 4. 連合鳥取「重点取り組み課題」
 - ①要求書の提出
 - ②非正規労働者を含めた全労働者の処遇改善
 - ③企業内最低賃金の協定化
 - ④総実労働時間の短縮と時間外割増率の引き上げ
 - ⑤希望者全員の65歳までの雇用確保
 5. 具体的要求と取り組み
 - (1)賃上げ要求
 - ①賃上げの取り組み
 - (i)定昇・賃金カーブ維持相当分(約2%)を確保
 - (ii)すべての組合で過年度物価上昇分・生産性向上分として1%以上の賃上げ要求
 - (iii)格差是正・配分のゆがみの是正分(1%を目安)を要求
 - ②生活・職務関連手当等の引上げ
 - ③企業内最低賃金の取り組みの一層の強化(全組織で各産業に相応しい水準での協定化)
 - ④18歳高卒初任給の参考目標値の設定……148,000円【連合鳥取独自設定】
 - ⑤一時金水準の確保・向上で年間収入増
 - (2)非正規労働者の労働条件改善の取り組み
 - ①コンプライアンスの徹底
 - ②すべての非正規労働者の労働条件改善の取り組み
 - ③直接雇用の非正規労働者への取り組み
6. 社会保険の適用拡大
 - ④「誰もが時給1,000円」をめざした「時給の引き上げ」の取り組み(目安=30円)
- (3)規模間格差の是正、中小の取り組み(連合鳥取としての中小・地場組合に対する参考数値の設定)
 - ①賃金水準改善のための到達すべき水準値の設定
 - (i)到達すべき水準値(参考)【連合鳥取独自設定】

25歳	172,800円	(3,800円)
30歳	191,800円	(3,800円)
35歳	210,800円	(3,800円)
40歳	229,800円	()内は1歳1年間差
 - (ii)賃金カーブ維持分が算定可能な組合…維持原資を労使で確認
 - (iii)賃金カーブ維持分が算定困難な組合【連合鳥取独自目安】…賃金カーブの維持相当分として3,800円以上を要求
 - (iv)過年度物価上昇分、生産性向上分などを「賃上げ1%以上」として要求
 - (v)賃金水準の低下や格差などの状況に応じて「賃金改善分として1%」を目安に要求

*具体的には、3,800円+2,200円(物価・生産性)+2,200円(賃金改善分)=8,200円
 - ③「地域ミニマム賃金」の目標設定

年齢ポイント	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳
2014闘争目標	144,000円	163,000円	176,800円	185,800円	190,100円

※目標の設定基準:全産業・男女計、第1四分位の3次回帰を基本に、総合的に勘案
※参考資料:費目別・世帯人数別標準生計費(平成22年、23年、24年)
- (4)男女間の賃金格差是正と均等法の定着・点検の取り組み
 - ①男女間の賃金格差の是正
 - (i)ポジティブ・アクションの推進に向けた労使協議の実施
 - (ii)生活関連手当の支給における「世帯主」要件の廃止
 - (iii)男女別の賃金分布の把握による「問題点検」と「改善へ向けた取り組み」の実施
 - ②改正男女雇用機会均等法の定着・点検
- (5)ワーク・ライフ・バランス実現のための取り組み
 - ①総実労働時間短縮の取り組み
 - (i)労働時間の上制限制(特別条項付き36協定)の徹底とインターバル規制の設置
 - (ii)産業の実態に合わせた所定労働時間の短縮、労働時間管理の徹底と、「労働時間等見直しガイドライン」を活用した年

連合よりあなたに 知っ手帳 (2014年版) のご案内

厳しい雇用環境の続く中、連合は、労働者の基本的な権利の一部についてコンパクトにまとめた「知っ手帳2014年版」を作成いたしました。

正規・非正規等にかかわらず、すべての働くみなさん、これから就職する学生にもぜひ一読いただきたい内容となっています。

連合鳥取は、日頃、労働相談を受ける中で、「この手帳の内容をぜひ多くの方のみなさん、特に労働組合のない職場みなさんに知っていただきたい」と考え増刷しました。

同じ職場で一緒に働くみなさんへ、あるいはご家族、お友達に勧めたいとご希望の方は連合鳥取事務局までご連絡ください。



中小企業が公正で適正な価格で取り引きできる社会をめざして 消費税の価格転嫁拒否にNO!

連合は、4月施行の消費税増税により「増税分を納入品の価格から減額される」などの被害が懸念されることから、被害を受けた企業やそこで働く労働者から幅広く相談を受け付け、連合から関係機関へ通報する『消費税価格転嫁拒否通報ホットライン』（略称：「価格転嫁ホットライン」）をスタートしました。

違反行為の被害でお困りの方はぜひ連合へご連絡ください。



- 次有給休暇の取得促進
 - (iii) 中期時短方針 (最低到達目標) の取り組み
 - ◇ 年間所定労働時間2000時間を上回る組合...2000時間以下
 - ◇ 初年度年次有給休暇付与日数の15日以上の設定と、有給休暇の取得日数の低い組合員の取得促進
 - ◇ 時間外労働等の割増率が法定割増率と同水準にとどまっている組合...上積みに向けた取り組み
 - (iv) 割増率の引き上げと、日単位の取得が阻害されないことを前提とした「時間単位の年次有給休暇の取得」の労使協定の締結促進
 - ◇ 時間外労働が月45時間以下... 30%以上
 - ◇ 時間外労働が月45時間超... 50%以上 (対象期間が3ヵ月を超える1年単位の变形労働時間制=月42時間超を50%以上)
 - ◇ 休日... 50%以上
- ② 両立支援の促進 (育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法)
 - (i) 改正育児・介護休業法の周知・点検と法を上回る内容への労働協約の改定
 - (ii) 改正育児・介護休業法の定着に向けた取り組み
 - ◇ 有期契約労働者への適用要件の拡充
 - ◇ 育児休業、介護休業等の申し出等による不利益取り扱いの防止
 - (iii) 2012年7月から全事業所が対象となった「改正育児・介護休業法」の周知と職場点検&ルール化
 - (iv) 労使による「次世代育成支援対策推進法」の行動計画策定と「くるみん」マークの取得をめざした取り組みの実施
- (6) ワークルールの取り組み
 - ① 労働関係法令の遵守の徹底
 - (i) 改正労働者派遣法、パート労働法、「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」をはじめとする労働関係法

- 令の遵守の徹底
 - (ii) 障害者雇用促進法に定める法定雇用率(1.8%⇒2.0%)引き上げへの的確な対応と、障がい者が働きやすい職場づくりの推進
- ② 高齢者雇用安定法に関する取り組み
 - (i) 高齢者雇用安定法で定める3つの雇用確保措置 (65歳までの定年の引き上げ、継続雇用制度の導入、定年の定め(廃止)のいずれかの導入)
 - (ii) 継続雇用制度を導入し、その対象者の基準を労使協定で設定している場合... 労使協定の改定に向けた労使協議を促進と「希望者全員を対象とした65歳までの継続雇用」とする労働協約の締結
 - (iii) 高齢者の就業の場を確保と労働条件の向上に向けた労使協議の実施
- ③ 快適な職場づくり
- 6. 「運動の両輪」としての「政策・制度 実現の取り組み」
 - (1) 暮らしの底上げを起点とした経済の好循環実現のための施策の推進
 - (2) 「働くことを軸とする安心社会」を支える社会保障と税の一体改革の着実な前進
 - (3) 生活できる水準への最低賃金の早期引き上げ
 - (4) 非正規労働者の均等・均衡処遇の確立
 - (5) 公契約の適正化を含む中小企業支援のための施策の実施
 - (6) 民生的で透明・公正な公務員制度改革の実現と労働基本権の確立
- 7. 取り組みの環境づくり
 - (1) 連合鳥取中小共闘センターの設置と地域共闘体制の確立
 - ① 各構成組織の要求・交渉状況の集約と情報提供
 - ② 集中交渉期間の設定・側面的な交渉支援等
 - (2) 総決起集会の開催と社会的アピール行動の実施
 - ① 春闘課題をテーマとした街頭宣伝活動、マスコミ対策
 - ② 行政機関や経営者団体等への要請行動

闘いの展開

1. 春季生活闘争体制の立ち上げ

- (1) 「闘争委員会」の設置 (1月24日)
 - ① 構成：執行委員会メンバー
 - ② 役割：闘争方針に基づき企画・運営を行う
- (2) 「中小共闘センター」の立ち上げ (1月30日)
 - ① 構成：中小労働局長、連合鳥取専従役員、中小労組を組織する産別・直加盟組織より各1名
 - ② 役割：中小労組の情報交換や闘争支援を行う
- (3) 「2014春季生活闘争開始宣言集会」を開催 (2月8日)
 - ① 日時：2014年2月8日 (土) 13時30分～
 - ② 場所：倉吉体育文化会館大研修室
 - ③ 内容：(i) 講演「地域春闘の重要性について (仮称)」
講師：連合本部 安永副事務局長
(ii) 連合鳥取2014春闘方針提案

2. 要求書の提出と集中的交渉・決着時期の設定

- (1) 職場総点検活動 2月
- (2) 要求書の提出 3月上旬まで、遅くとも3月末までに実施
- (3) 集中交渉・決着 3月中旬～4月に交渉を集中させ、4月末までの決着をめざす

3. 連合鳥取の取り組み

- (1) 情報の収集と提供
 - ① 各構成組織の要求・妥結状況について情報収集と速報を適宜発行する。
 - ② 情報収集内容は、「賃金の定昇制度、カーブ維持分、改善分」「地域ミニマム賃金」「一時金」「連合鳥取重点取り組み課題」等とする。
 - ③ 各構成組織は、要求書の提出、回答・妥結の都度、速やかに連合鳥取に報告する。
- (2) 中小共闘センターの取り組み (中小労組の要求・交渉状況の

情報交換、解決促進に向けた支援活動)

- ① 中小共闘センター幹事会
 - (i) 第1回幹事会 (1月30日(木))
 - (ii) 第2回幹事会 (4月上旬)
 - (iii) 第3回幹事会 (時期未定)
- ② 直加盟組合へのオルグ... 専従役員で2月中旬に取り組み。
- ③ 未解決組合激励・支援行動
 - (i) 情勢を見極めつつ、中小共闘センター幹事会で検討
 - (ii) 構成組織の要求・妥結状況 (中間集計) を4月中旬にマスコミに公表
- (3) 各地協単組代表者会議&総決起集会 (3月7日(金)) 各地協統一行動の開催

地協	地協単組代表者会議	春闘総決起集会(3月7日(金))
東 部	2/14(金) 18:30 / 白兎会館	18:00 / JR鳥取駅前風紋広場
中 部	2/18(火) 18:30 / 倉吉体育文化会館	18:30 / 倉吉体育文化会館
西 部	2/17(月) 18:15 / 弓ヶ浜荘	18:15 / 米子市文化ホール前

- (4) 経営者団体との意見交換会の実施 (2月5日(水)15:00～/対翠閣)
- (5) 行政機関への要請行動の実施
- (6) 労働相談対応 (「全国一斉労働相談ダイヤル」の実施)
 - ① 電話相談配置期間 (2月5日(水)～7日(金)10時00分～19時00分)
 - ② 電話設置場所・対応 (連合鳥取 (東部地協)・中部地協・西部地協)
- (7) 街頭宣伝活動
 - ① 県連合・地協・女性委員会等による街頭宣伝活動・チラシ配布行動の実施
 - ② 定例街宣行動の実施 (3月上旬～4月中旬の毎週金曜日を基本の実施)
 - ③ 政策制度関係の取り組みは官民一体となって積極的に対応していく

Information

※詳しくは、連合鳥取事務局へお問い合わせください。

連合鳥取 2014年度年間活動計画

2月	2日(日) 境港市議会議員選挙告示日 5日(水) 2014春闘・経営者団体との意見交換会 5日(水)~7日(金) 全国一斉労働相談ダイヤル 8日(土) 2014春闘闘争開始宣言集会 9日(日) 境港市議会議員選挙投票日 14日(金) 2014春闘・東部地協単組代表者会議 17日(月) 2014春闘・西部地協単組代表者会議 18日(火) 2014春闘・中部地協単組代表者会議 20日(木) 第3回執行委員会・第2回闘争委員会・第1回メーデー実行委員会	6月	(期日未定) 米子市議会議員選挙告示・投票 19日(木) 第7回執行委員会 21日(土) 男女平等参画学習会 23日(月)~24日(火) 平和行動inオキナワ
3月	7日(金) 3.7統一行動 2014春闘総決起集会(東部・中部・西部) 8日(土) 3.8国際女性デー 15日(土) 連合KNT47(古賀会長とニューリーダーの直接対話) 20日(木) 第4回執行委員会・第3回闘争委員会	7月	5日(土) 労働政策セミナー-政策討論集会 17日(木) 第8回執行委員会
4月	5日(土) 労働者保護ルール改悪阻止鳥取県集会(仮称) 17日(木) 第5回執行委員会・第4回闘争委員会 27日(日) 第85回鳥取県メーデー大会(中央=東部、中部・西部)	8月	5日(火)~6日(水) 平和行動 in ヒロシマ 8日(金)~9日(土) 平和行動 in ナガサキ 9日(土) ピースウォーク(予定日)(中央=西部) ※各地協で開催日を決定・案内します 21日(木) 第9回執行委員会 23日(土) 防災学習会 29日(金) 連合中国ブロック竹島集会
5月	15日(木) 第6回執行委員会・第2回国民運動局会議 17日(土) 労組リーダー学習会	9月	14日(日)~15日(月) 平和行動 in ネムロ 18日(木) 第10回執行委員会 20日(土) 連合鳥取杯親睦ゴルフ大会
		10月	9日(木) 第11回執行委員会
		11月	6日(木) 第12回執行委員会 14日(金) 第13回執行委員会・第22回定期大会

※通年的な取り組み ○エコライフ21(クール&ウォームビズ) ○マイバック利用運動 ○マイ箸運動 ○割り箸回収運動 ○エコキャップ回収運動
※セイフティネットワーク集会は別途調整 ※吉林省総工芸会との交流 (今年度は受け入れ予定)

“ザ・議員”

木村 和久 鳥取市議会議員

私には市議会議員として市民に知らせる責任があります。当然、全ての市民に対してその責任はありますが、残念ながら一定の地域や団体、支持者などに限定されてしまいます。

手作りで作成している「読んでくださいお願いします」は年間に4回発行しています。1200部を地元鹿野町に新聞折り込みで、以外の4000部余りは気高町や旧鳥取市の一部へ、全てポストイングをします。

市政報告会や小さな対話集会所も要請に合わせて開きます。特に財政の課題を柱にお話をします。財政力の弱い地方自治体が抱えるアキレスは財源の確保です。その上でこの事業支出がどうなのかを判断して欲しいからです。ところが、財政用語は難しく、制度の仕組みや現状を分かり易く伝えなければなりません。いろいろな工夫を求められ、私自身も勉強になります。

政治は身近で、かつ最終的に皆の生活に影響する事を理解して欲しいと思います。

政治にかかわる人間として、今後も話す事にこだわっていきます。



木村議員自筆の似顔絵

酒井 幸雄 湯梨浜町議会議員

今の政府は、私たちが求める「安心社会」とは逆な方向へ進もうとしています。労基法等、労働者を保護する法律やルールの改悪や、秘密保護法などによる言語規制、戦争を放棄した国から戦争できる国へなど、心配することがたくさんあります。

連合に結集するみなさまが、仲間意識を強め、一緒に行動することにより「安心社会」が見えてくると確信しています。

前回、この欄で、議員を引退すると書きましたが、昨年4月の議会議員選挙に、新たに挑戦してくれる人も見つからず、前回に引き続き、また無投票という様相なので、無投票阻止のために立候補してしまいました。8月から、また連合の仲間に入れていただきました。

「安心社会」実現に向け頑張ってまいりますので、よろしくお願ひ致します。



議会の様子

10000万連

連合では「10000万連合」の実現に向けて運動が動き出している。しかし、現実には組織率も17%と前年比0.2%ダウンの過去最低となった。674万人の組合員を10000万人にするのは並大抵なことではなく、今のままの「行動」では多分達成できないであろう。では、どうすればいいのか？ さあこれだという手法は見つからない。労働者が本気で労働組合を必要とするなら、その数値も現実になるだろう。▼達成する前提は、組織のリーダーがその気になり、「本気」かどうかにかかっているのではないだろうか！そして、一番重要なことは、組織を必要としている人たちに対して、オルグするリーダーたちが行動の中でその気にさせるかどうか！その人たちへの救世主として、労働組合の存在の意義、労働組合への「信頼」が生まれるかどうかではないだろうか！▼その手法は意外と身近で、「本気度」と「行動」と「信頼」にかかっているような気がする。

